

五 令和八年一月三十日
届出をした者
株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和八年二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡矢祭町大字内川字栗木平四〇の二、一一三の一
二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準
(三) 伐期齢以上のものとする。
間伐に係る森林は、次とのおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和八年二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和八年二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡矢祭町大字大洪字道清一〇四の一、一〇四の三、一一五の一から一一五の
四まで
二 指定の目的
土砂の流出の防備
三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和八年二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和八年二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(二) 主伐として伐採をできる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

三 指定施業要件**1 立木の伐採の方法**

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をできる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

相馬市岩字明神前四四、四六、四七の一、四八から五一まで、字岩子東二の二、二二の三、二三の一、二二の二、一三から七二まで、七一、七二、七三の一から七三の三まで、七四の一、七四の二、七五から七七まで、七九、一二三の一、一二三の二、一二四から一二六まで、一二八から一三三まで、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八一、一八二

二 指定の目的**潮害の防備****三 指定施業要件****1 立木の伐採の方法**

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をできる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第二百八十九条の規定により当該通知の内容を泉崎村役場の掲示場に掲示した。

当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不分明な者の氏名

海上学 海上學 海上角太郎 海上清太 海上惣左衛門 海上辰吉 熊井惣右衛門
熊田仙藏 荒井卯吉 根本辰治 根本辰治 佐々木清吉 佐々木清吉 佐藤正治
三村平太郎 三村傳藏 山本徳太郎 山本徳太郎 室重兵衛 室兵喜 秋山巳之吉
秋山巳之吉 小室ヤイ子 小林ヨシ 小林源五郎 小林勝世 小林清太郎 小林清之
助 小林藤吉 小林徳三郎 小林平五郎 小林徳三郎 西巻平八 石塚千代松 中畑
実 中畑久吉 中畑市郎 中畑重郎 中畑亦市 中目野刃藏 中野目丑藏 中野目金
太郎 中野目新吉 中野目政吉 中野目清太郎 中野目清之助 白石源太郎 本柳龜
治 本柳庄之助 本柳善作 木村清松 木村由之助 野崎栄吉 野崎市太郎 野崎松
雄 野崎正志 野崎長吉 野崎長藏 野崎鶴吉 野崎文右衛門 鈴木七之助 鈴木直
喜 渡邊新三郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年福島県告示第八百四十号）によること。

(森林保全課)

公 告**公告第三十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があつた。

令和八年二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

役別	同	土地改良区の名称
清算人	藤田守	住所
	玉川村土地改良区	石川郡玉川村大字小高字三升寺二三番地
退任した清算人	阿部金四郎	同郡同村大字南須釜字南宿七一番地
同	曲山勉	同郡同村大字蒜生字栗木内二九番地の一

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称
会津都市計画道 路事業三・四・ 一二六号日新町 徳久線	福島県	会津若松市追手 町七番五号	福島県知事 内堀 雅雄
建設事務所	福島県会津若松	市本町、新横町、湯川町	福島県知事 内堀 雅雄
	使用の部分 なし		

公告第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年二月十三日

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称
双葉都市計画及び浪江都市計画 公園事業八・五・一号福島県復興 祈念公園	福島県	南相馬市原町区 錦町一丁目三〇番地	福島県知事 内堀 雅雄
事務所	福島県相双建設	竹字増田、字北細田及び字細 田並びに大字中野字宮ノ脇、字 西川原及び字南川原、大字両 字高田及び字羽山前地内、同 県同郡浪江町大字両竹字蛭田、 字原田、字庄司口、字北庄司 口、字的場、字本町及び字森 合、並びに大字中浜字西川原 地内の事業地を変更する。 使用的部分 令和四年東北地 方整備局告示第八百六十三号 の事業地に福島県双葉郡双葉 町大字両竹字増田並びに大字 中野字宮ノ脇及び字渋江地内、 同県同郡浪江町大字両竹字的 場及び字森合地内の一部の区 域を加える。	福島県知事 内堀 雅雄

（まちづくり推進課）

公告第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年二月十三日

大竹	吉夫	村大字川辺字和尚平一一二番地
藤田	薰	村大字川辺字館一〇一番地
大竹	二三男	村大字中字後作田三一一番地の一〇一
小林	和久	村大字岩法寺字閑根七七番地の二
小原	覚雄	村大字竜崎字糲屋一〇四番地の一
小針	正広	村大字南須釜字奥平一三九番地
有賀	幸夫	村大字北須釜字仮供田一五番地
我妻	正記	村大字吉字西ノ内三五番地
大和田	利夫	村大字山小屋字銅屋久保一一一番地
	茂廣	村大字南須釜字青井沢二〇八番地

（農村計画課）

公告第三十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年二月十三日

（まちづくり推進課）

二本松本宮都市 計画道路事業三・ 五・一号吹上荒 町線	福島県	福島市杉妻町二 番一六号	福島市杉妻町二 番一六号	福島県本宮市本 宮字中條 字上町
事務所		福島県	福島県	福島県北建設 使用の部分 なし

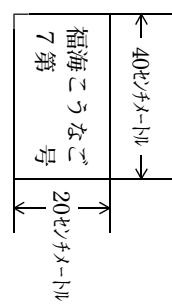
一 下	前から 一六	令和七年九月二二十五日
		令和七年八月二十五日

○令和八年一月九日付け定例第六百三十九号中

ページ	段	行
		正
		誤

正 詛

- 五 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 六 漁獲成績の報告
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 七 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 八 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和八年三月一日から令和九年二月二十八日までとする。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年三月一日から令和九年二月二十八日までとする。

東五海里の点、いわき市塙屋崎灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東二・五海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線(以東の海域を除く福島県の海域)。
 2 承認証の備付け及び標識の表示
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
 次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。